石油及び可燃性天然ガス資源開発法

（昭和二十七年五月三十一日法律第百六十二号）

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　掘採の方法（第四条―第十三条）

第三章　補助（第十四条―第二十四条）

第四章　削除

第五章　雑則（第三十四条―第四十条）

第六章　罰則（第四十一条―第四十五条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、石油及び可燃性天然ガスの特性に応ずる掘採の方法を定めるとともに、可燃性天然ガスの探鉱の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「鉱業権」、「採掘権」又は「租鉱権」とは、石油又は可燃性天然ガス（以下「ガス」という。）を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、石油又はガスを目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」又は「租鉱区」とは、石油又はガスを目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

（処分等の効力）

第三条　この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者又は租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権者又は租鉱権者の承継人に対しても、その効力を有する。

2　租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3　租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第二章　掘採の方法

（流体の浸入等の防止）

第四条　鉱業権者又は租鉱権者は、油層（ガス層を含む。以下同じ。）以外の地下の部分にある流体が油層に浸入し、又は油層内の石油若しくはガスがその油層以外の地下の部分に漏出しないように、坑井について経済産業省令で定める方法による仕上工事を行つた後でなければ、その坑井を石油又はガスの採取の目的に使用してはならない。但し、経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2　鉱業権者又は租鉱権者は、前項の仕上工事を行つたときは、遅滞なく、その坑井について経済産業省令で定める方法による検査を実施しなければならない。

（坑井間隔）

第五条　経済産業大臣は、油層の形質が明らかである場合において、石油又はガスの完全な開発を行うため必要があると認めるときは、油層を指定して、その油層から石油又はガスを採取する二以上の坑井がその油層と交わる部分相互間の距離（以下「坑井間隔」という。）を定めることができる。

2　鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定により指定された油層については、現にその油層から石油又はガスを採取する坑井との坑井間隔が同項の規定により定められ

た距離以内の坑井から石油又はガスを採取してはならない。但し、同項の規定による指定の際現にその油層から石油又はガスを採取している坑井については、この限りでない。

（ガス油比）

第六条　経済産業大臣は、油層の形質が明らかである場合において、石油の完全な開発を行うため必要があると認めるときは、油層を指定して、その油層から一日に石油とともに採取されるガスの体積が指定する圧力及び温度の下においてその石油の体積に対して有する割合（以下「ガス油比」という。）を定めることができる。

（坑井の封鎖）

第七条　鉱業権者又は租鉱権者は、石油を採取している坑井に端水（油層と同一の地層内に油層に接して存し、その油層から石油を坑井に排出するように作用する水をいう。以下同じ。）のみが出るようになつたとき、又は石油の採取を目的とする坑井を掘さくした場合において、石油を採取しようとする油層に係る端水若しくはガスキヤツプ（油層と同一の地層内に油層に接して存し、その油層から石油を坑井に排出するように作用するガスをいう。以下同じ。）に達するに至つたときは、その坑井を通じて地下の流体が移動しないように、遅滞なく、経済産業省令で定める措置を講じなければならない。但し、経済産業大臣の認可を受けたとき、及び第十一条第一項の経済産業省令で定める方法の実施に使用するときは、この限りでない。

（掘採の方法に関する命令等）

第八条　経済産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘削しようとする場合において、掘削泥水（掘削に際し坑井内に注入する泥水をいう。以下同じ。）が油層に浸入し、これに損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、第三十五条第一項の規定による届出を受理した日から六十日以内に限り、掘削泥水の成分を変更すべきことを命ずることができる。

第九条　経済産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油又は水に溶解しているガス（以下「溶解ガス」という。）の採取を目的とする坑井を掘削しようとする場合において、当該油層から石油又は溶解ガスを採取する坑井との坑井間隔が小さいため石油又は溶解ガスの完全な開発に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、第三十五条第一項の規定による届出を受理した日から六十日以内に限り、掘削する坑井の位置を変更すべきことを命ずることができる。

第十条　経済産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油を採取している場合において、坑井におけるガス油比が大であり、又は坑井から多量の端水が出るようになつたため石油の完全な開発に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、期間を定めて、石油の採取を制限し、又は中止すべきことを勧告することができる。

2　前項の規定による勧告があつたときは、鉱業権者又は租鉱権者は、経済産業大臣に対し、その指定する日までに、当該勧告を応諾するかしないか（応諾しない場合にはその理由及び勧告に係る措置にかわるべき措置の内容を附して）を回答しなければならない。

3　経済産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が前項に規定する回答をしないとき、その応諾しない理由が正当でないと認めるとき、又はその回答に係る措置の内容が適当でないと認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、第一項の勧告に係る措置をとるべきこと又はその回答に係る措置の内容を変更して実施すべきことを命ずることができる。

（二次採取法）

第十一条　鉱業権者又は租鉱権者は、石油を採取しようとする油層に係る端水又はガスキヤツプがその油層から石油を坑井に排出する作用を促進する方法であつて経済産業省令で定めるもの（以下「二次採取法」という。）を実施しようとするときは、実施計画を定め、その実施に必要な施設の工事の開始の日の九十日前までに、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

2　鉱業権者又は租鉱権者は、次項の規定による命令に基く場合を除き、前項の実施計画を変更しようとするときは、変更に係る事項の実施に必要な施設の工事の開始の日の六十日前までに、変更する事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、前二項の規定による届出のあつた実施計画を実施することにより油層に損害を及ぼすと認めるときは、その実施計画を変更すべきことを命ずることができる。

4　前項の規定による命令は、第一項又は第二項の工事の開始の後は、することができない。

5　鉱業権者又は租鉱権者は、第一項又は第二項の規定により届け出た実施計画（第三項の規定による命令があつたときは、その命令により変更されたもの）によらなければ、二次採取法を実施してはならない。

（坑井の位置に関する協議）

第十二条　鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスを採取しようとする油層の一部が他の鉱業権者又は租鉱権者の鉱区又は租鉱区内にあるときは、坑井の位置についてその鉱業権者又は租鉱権者と協議し、その協議のととのつたところによらなければ、鉱区又は租鉱区の境界線から経済産業省令で定める距離以内の地域の直下の油層の部分に坑井を掘さくしてはならない。

2　鉱業権者又は租鉱権者は、前項の協議がととのつたときは、遅滞なく、協議の結果を経済産業大臣に届け出なければならない。

第十三条　鉱業権者又は租鉱権者は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、経済産業大臣の決定を申請することができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を関係鉱業権者又は租鉱権者に交付し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

４　第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

第三章　補助

（補助金の交付）

第十四条　国は、ガスの探鉱を実施する鉱業権者又は租鉱権者に対し、予算の範囲内において、その実施に必要な費用の一部を補助金として交付することができる。

（補助金の交付の申請）

第十五条　鉱業権者又は租鉱権者は、前条の補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に、補助金の交付を受けようとする探鉱の実施について経済産業省令で定める事項を記載した計画書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の決定）

第十六条　経済産業大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合において、補助金の交付を受けようとする探鉱が左の各号に適合すると認めるときは、第十四条の規定により交付することができる金額の範囲内において、経済産業省令で定める算定基準に従い、交付すべき補助金の額を決定しなければならない。

一　その実施しようとする場所が探鉱に適する地域内であること。

二　その実施の方法が前号の地域の形質に適するものであること。

三　その実施がガスの完全な開発に資するものであること。

（計画書の変更の承認）

第十七条　鉱業権者又は租鉱権者は、前条の規定による決定の後において第十五条の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の承認をした場合において、前条の規定により決定した補助金の額を変更する必要があるときは、予算の範囲内において、これを変更しなければならない。

（探鉱の完了の届出）

第十八条　第十六条の規定による決定を受けた鉱業権者又は租鉱権者は、当該探鉱を完了したときは、遅滞なく、経済産業省令で定める事項を記載した書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（納付金）

第十九条　第十六条の規定により補助金を交付すべきものと決定したガスの探鉱（掘さく工事を伴うものに限る。以下本条において同じ。）により発見された油層に属するものと経済産業大臣が認定した地下の部分からガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者（補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存するガスの鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む。）は、ガスの時価をこえない範囲内において経済産業省令で定める額にその油層からガスの採取を開始した日から五年を経過するまでの各一年間にその地下の部分から採取したガスの量を乗じて得た金額に、百分の三をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層からガスの採取を開始した日以後の各一年間にその地下の部分から採取したガスの量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

2　前項の規定による認定は、当該地下の部分からガスの採取を開始した日から六月以内にしなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十条　削除

（強制徴収）

第二十一条　経済産業大臣は、第十九条の規定による納付金を納付しない者があるときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定により督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　経済産業大臣は、前二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。

（延滞金）

第二十二条　経済産業大臣は、前条第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る納付金の金額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、経済産業省令で定めるときは、この限りでない。

（先取特権の順位）

第二十三条　第十九条の規定による納付金及び前条の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（国税通則法 の準用）

第二十四条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条 及び第十四条 の規定は、第十九条の規定による納付金及び第二十二条の延滞金に関する書類の送達について準用する。

第四章　削除

第二十五条　削除

第二十六条　削除

第二十七条　削除

第二十八条　削除

第二十九条　削除

第三十条　削除

第三十一条　削除

第三十二条　削除

第三十三条　削除

第五章　雑則

（異議申立てについての鉱業法 の準用）

第三十四条　鉱業法 （昭和二十五年法律第二百八十九号）第百七十一条 から第百七十七条 までの規定は、この法律の規定によつてした処分についての異議申立てに準用する。

（届出）

第三十五条　鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘削しようとするときは、掘削しようとする坑井に関し経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、第十一条第一項又は第二項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る坑井を掘削してはならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第三十六条　経済産業大臣が指定する油層から石油又はガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者は、毎月、採取の状況に関し経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

（油層に関する調査）

第三十七条　経済産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者は、経済産業省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならない。

（記録）

第三十八条　鉱業権者又は租鉱権者は、経済産業省令で定める方法により、第四条第二項の検査及び前条の調査に関する記録並びに石油又はガスの採取状況に関する記録を作成しておかなければならない。

（総合資源エネルギー調査会への諮問）

第三十八条の二　経済産業大臣は、第五条第一項若しくは第六条の規定による定めをし、又は第八条、第九条、第十条第三項若しくは第十一条第三項の規定による命令をするときは、総合資源エネルギー調査会に諮問しなければならない。

2　総合資源エネルギー調査会は、前項の規定により諮問された事項（第十条第三項の規定による命令に係る事項を除く。）についてその意見を答申しようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示し、利害関係人の出席を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

（報告及び検査）

第三十九条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第四十条　この法律の規定による経済産業大臣の権限であつて、政令で定めるものは、経済産業局長が行う。

２　鉱業法第百七十一条から第百七十七条までの規定は、経済産業局長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求に準用する。

第六章　罰則

第四十一条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項、第五条第二項、第七条又は第十一条第五項の規定に違反した者

二　第八条又は第九条の規定による命令に違反した者

三　第十条第二項の規定により勧告を応諾する旨を回答しながら当該勧告に従わず、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第四十二条　第四条第二項、第十二条第一項又は第三十七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第二項、第十八条、第三十五条第一項又は第三十六条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二　第三十五条第二項の規定に違反して坑井を掘削した者

三　第三十九条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条　第三十八条の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、

その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に関し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則　抄

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　石油資源開発法（昭和十三年法律第三十一号）は、廃止する。

附　則　（昭和二七年七月三一日法律第二七六号）　抄

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附　則　（昭和二九年五月一日法律第八八号）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に第十六条の規定による交付の決定があつた補助金については、第十八条、第十九条第二項及び第二十条第二項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則　（昭和三〇年六月三〇日法律第三九号）　抄

1　この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

13　前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則　（昭和三〇年八月九日法律第一五一号）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前の第十六条の規定による交付の決定があつた石油の探鉱及び二次採取法の実施に関する補助金については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7　第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附　則　（昭和三五年七月一四日法律第一一八号）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に第十六条の規定による交付の決定があつた補助金については、なお従前の例による。

附　則　（昭和三七年四月二日法律第六七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第二十条　第三十三条、第三十七条及び第三十八条の規定中延滞金に関する部分並びに第四十条の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則　（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）　抄

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3　この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4　前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5　第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6　この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9　前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（昭和四五年四月一日法律第一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（外航船舶建造融資利子補給臨時措置法等の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第六条、第二十条及び第二十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日の前日以後に到来するこれらの規定に規定する納期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した当該納期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

一から三まで　略

四　石油及び可燃性天然ガス資源開発法第二十二条

附　則　（昭和五三年五月二三日法律第五五号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定　公布の日から起算して六月を経過した日

二　第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定　昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

附　則　（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1　この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2　この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附　則　（昭和六〇年一二月二四日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第十一条の規定による改正前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法第三十五条の規定による届出であつて第十一条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る坑井の掘削に際し坑井内に注入する泥水の成分を変更し、又は当該坑井の位置を変更すべき旨の命令については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成五年一一月一二日法律第八九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条　この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。